

経営者が
知っておきたい

労務管理のポイント

社会保険労務士
佐竹康男



社労士



社長

第60回 月給制における欠勤控除の方法

月給制で賃金を支給している場合、欠勤したときに賃金からいくら控除をしたらよいのか、しばしば問題になります。今回は、月給制の欠勤控除の仕方について解説します。

月給制における欠勤控除

当社の社員が総務課に、欠勤した場合の賃金の控除の規定が不公平ではないのかと言ってきているようだ。

どういうことでしょうか。

就業規則によると、1日あたりの欠勤控除額は、基本給を1か月あたりの平均所定労働日数（1年間の所定労働日数÷12か月）で割って計算しているようだ、これだとその月の所定労働日数が平均所定労働日数より多い場合に、仮に1日だけ出勤しても、その月の賃金額が0円になってしまうというこ

御社の場合は、1か月あたりの平均所定労働日数は22日です。たとえば、月給22万円であれば、欠勤控除額は1日につき1万円（22万円÷22日）になります。もし、所定労働日数が23日の月に1日だけ出勤した場合でも、22日間は欠勤していますので、賃金が0円（＝月給22万円－1日あたりの欠勤控除額1万円×欠勤日数22日）になってしまうということですね。

そういふことだと思う。総務課に確認したら、現実にはこういうことは起こっていないようだが、このようなことが起こった場合、わが社ではどのように対処したらよいのかな。

1日は労働したのですから1日分の賃金は支払わなければなりません。

このような場合は、通常1日あたりの賃金を次のように計算します。

①月給を1か月あたりの平均所定労働日数で割って得た額を支払う方法と、

②月給をその月の所定労働日数で割って得た額を支払う方法とがあります。上記の例では、①の場合は、1万円（22万円÷22日）、②の場合は9,566円（22万円÷23日）支払うこととなります。

同じような問題は、月の平均所定労働日数よりその月の所定労働日数が少ない場合も起こり得ると思うが。

そのとおりです。たとえば、その月の所定労働日数が20日の場合で20日すべて欠勤をしても、上記の計算方法であれば、1日あたりの欠勤控除額1万円×20日で、その月の欠勤控除額は20万円となり、全休しているにもかかわらず、2日分の賃金2万円（22万円－20万円）を支払うことになってしまいます。

やはり違和感があるな。この場合、基本給をその月の所定労働日数で割れば賃金の支払いが0円になると思うが、欠勤控除の仕方について法律上の規定はあるのかな。

特に規定はありませんが、現実には勤務しなかった時間以上の控除はできません。したがって欠勤控除をする場合は、時間単位で計算するのが正しい計算方法かもしれませんが、一般的には1日あたりの控除額で計算しています。1日あたりの控除額の計算は、月額賃金をその月の所定労働日数で割る方法もありますが、毎月控除する額が変動しますので適当とはいえません。月給制は、毎月の所定労働日数に係わらず固定して支給するものですので、控除額も月額を1か月あたりの平均所定労働日数で割って計算の方が望ましいと思います。

全休や1日のみの出勤もありえることだと思うので、就業規則で詳しく規定して欲しいか。

わかりました。欠勤した場合どのように賃金を支払うのか、規定を明確にしておく方がトラブルの防止になりますね。

Communication

—あなたのニーズに合わせた
受講スケジュールが選択可能です！—

大阪教室 引き続き好評受付中！

納税協会の「総務管理者養成講座」

くわしくは
各納税協会のホームページ をクリック！

<http://www.nouzeikyokai.or.jp/seminar/>

講義コース 『大阪教室 夜間コース』

開催日時 ・前期B+後期A 6月1日(金)～9月20日(木)
・後期A+後期B 8月1日(水)～11月9日(金)

※大阪教室では、前・後期中、AグループとBグループの組合せによる受講スケジュールの選択が可能。

いずれも18:30～20:30、計54時間・27日間

(注：前期A+前期B、前期A+後期Bの組合せについては受付を終了しました)

会場 納税協会連合会 研修センター

(大阪市中央区谷町1-5-4 近畿税理士会館大同生命ビル10階)

通信コース 常時受け付けています。

履修科目 ①総務実務 ②経理実務 ③源泉徴収事務
④社会保険事務 ⑤労働保険事務 ⑥労務管理事務

受講料 (消費税込)
講義コース(納税協会会員) 64,050円
// (非会員) 74,550円
通信コース(納税協会会員) 51,450円
// (非会員) 61,950円



くわしくは

公益財団法人 納税協会連合会 事業部
〒540-0008 大阪市中央区大手前1-5-33 (納税協会ビル6階)
TEL 06-6937-5115 FAX 06-6937-5502

新刊書のご案内

95%ルール改正に対応

消費税 仕入税額控除の実務

税理士 金井 恵美子 著

95%ルール改正に伴う仕入控除税額の計算等について詳しく解説。また、図解・Q&Aなどを豊富に取り入れ、平易に具体的に解説。

■B5判208頁/定価 2,100円



平成24年版 対話式

消費税申告書作成ゼミナール

公認会計士・税理士 鈴木 基史 著

消費税の基礎知識から申告書の書き方までがマスターできるよう、具体的な設例をベースとした読みやすい【全編対話式】で解説。

■B5判232頁/定価 2,310円



中小企業の悩みに答える

法人税・消費税の厳選50講座

税理士 北澤 達夫 著

「法人税」と「消費税」の有利不利の判断となるポイントについて、実務上特に重要な50項目を厳選し、講義形式でコンパクトに収録。

■A5判416頁/定価 2,940円



◆お求めはお近くの納税協会へ (税込価格)